

令和7年度

第2回君津市国民健康保険運営協議会

令和8年2月5日

諮 問

- (1) 君津市国民健康保険税条例の一部改正について

君津市国民健康保険税条例の一部改正について

1 改正の趣旨

令和6年12月に策定した「君津市国民健康保険税率改定方針」に基づき令和11年度までに千葉県が策定する市町村標準保険税率と同等となるよう段階的に税率を改定するための国民健康保険税率の改定をするとともに、地方税法の一部改正に伴い子ども・子育て支援納付金を課する規定の整備をするため、君津市国民健康保険税条例の一部を改正しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 「君津市国民健康保険税率改定方針」に基づく国民健康保険税率の改定

区分		現行の税率	改正後の税率	令和8年度 標準税率
基礎課税額分	所得割	7.43%	7.47%	7.59%
	均等割額	21,000円	変更なし	23,110円
	平等割額	25,000円		25,944円
後期高齢者 支援金等分	所得割	1.98%	2.12%	2.55%
	均等割額	12,000円	13,000円	16,689円
介護納付金分	所得割	1.94%	2.17%	2.83%
	均等割額	10,000円	11,000円	14,243円

※改定後の税率は、現行の税率と令和8年度標準税率の差を4（令和8年度から令和11年度までの4年間）で除したもの。

(2) 国民健康保険税率の改定に伴い、国民健康保険税の軽減対象となる世帯の均等割額の軽減額を変更します。

(参考) 令和8年度に新たに示された君津市市町村標準保険税率による改定案

区分		年度					
		R7税率	R8標準税率	R8税率	R9税率	R10税率	R11税率
医療分	所得割 (%)	7.43	7.59	7.47	7.51	7.55	7.59
	均等割 (円)	21,000	23,110	21,000	22,000	22,000	23,000
	平等割 (円)	25,000	25,944	25,000	25,000	25,000	26,000
支援金分	所得割 (%)	1.98	2.55	2.12	2.26	2.4	2.55
	均等割 (円)	12,000	16,689	13,000	14,000	15,000	17,000
介護分	所得割 (%)	1.94	2.83	2.17	2.41	2.64	2.83
	均等割 (円)	10,000	14,243	11,000	12,000	13,000	14,000

(3) 子ども・子育て支援納付金課税額を次のように規定する。

区 分		税 率
子ども・子育て 支援納付金課税額	所得割	0.26%
	均等割額	1,800円
	18歳以上均等割額	100円

※18歳以上均等割額とは、賦課期日（4月1日）時点で18歳以上の被保険者に課する均等割額。

※子ども・子育て支援納付金課税額の税率は、県が国民健康保険事業費納付金算定時に示す市町村標準保険税率を採用する。

3 施行期日等

この条例は、令和8年4月1日から施行します。改正後の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

4 「地方税法施行令の一部を改正する政令」の施行による条例の改正について

「令和8年度税制改正の大綱」において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げ及び子ども子育て支援納付金の課税限度額を規定するとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することに伴い、「地方税法施行令の一部を改正する政令」の公布により、条例を改正します

(1) 課税限度額引き上げ及び子ども・子育て支援納付金の課税限度額を規定する。

	現 行	改正後
基礎課税額分	66 万円	67 万円
後期高齢者支援金等分	26 万円	変更なし
介護納付金分	17 万円	変更なし
子ども・子育て支援納付金分	な し	3 万円
合 計	109 万円	113 万円

(2) 軽減判定所得の基準額の見直し

	現 行	改正後
5割軽減	43 万円 + (給与所得者等 [※] の数 - 1) × 10 万円 + 30.5 万円 × 被保険者数以下の世帯	43 万円 + (給与所得者等 [※] の数 - 1) × 10 万円 + 31 万円 × 被保険者数以下の世帯
2割軽減	43 万円 + (給与所得者等 [※] の数 - 1) × 10 万円 + 56 万円 × 被保険者数以下の世帯	43 万円 + (給与所得者等 [※] の数 - 1) × 10 万円 + 57 万円 × 被保険者数以下の世帯

※ 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者

(3) 子ども・子育て支援納付金課税額の軽減額の規定。

子ども・子育て支援納付金課税額に係る、7割・5割・2割軽減並びに未就学児均等割保険税及び産前産後保険税の軽減額と18歳未満の被保険者への均等割額の軽減に関する規定を整備します。

なお、「地方税法施行令の一部を改正する政令」は、例年3月下旬に公布され、その改正事項は令和8年4月1日より施行となることから、改正政令が公布された後、条例改正を行います。

君津市国民健康保険税条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</u></p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）</u> _____ _____の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)～(3) 省略</p>

2～4 省略

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の合算額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法

第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の7.47を乗じて算定する。

2 省略

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.12を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第8条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について13,000円とする。

（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）

2～4 省略

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）

第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の7.43を乗じて算定する。

2 省略

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の1.98を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第8条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について12,000円とする。

（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）

第9条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.17を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第10条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について11,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額に係る所得割額)

第10条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.26を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額に係る均等割額)

第10条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,800円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第10条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする

(国民健康保険税の減額)

第22条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、 同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第5項

第9条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.94を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第10条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について10,000円とする。

(国民健康保険税の減額)

第22条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）

本文の子ども・子育て支援納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 14,700円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 14,700円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 17,500円

(イ) 特定世帯 8,750円

(ウ) 特定継続世帯 13,125円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 9,100円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 7,700円

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,260円

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 70円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき31万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 10,500円

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 17,500円

(イ) 特定世帯 8,750円

(ウ) 特定継続世帯 13,125円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 8,400円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 7,000円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 10,500円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12, 500円

(イ) 特定世帯 6, 250円

(ウ) 特定継続世帯 9, 375円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の
被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主
を除く。) 1人について 6, 500円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付
金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1
人について 5, 500円

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税
額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世
帯主を除く。) 一人について 900円

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税
額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第一
条第二項に規定する世帯主を除く。) 一人について 50円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金
額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国
民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者
等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等
の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金
額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき57万円を加
算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する
者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12, 500円

(イ) 特定世帯 6, 250円

(ウ) 特定継続世帯 9, 375円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の
被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主
を除く。) 1人について 6, 000円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付
金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1
人について 5, 000円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金
額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国
民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者
等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等
の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金
額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加
算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する
者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割

額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,200円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,000円

(イ) 特定世帯 2,500円

(ウ) 特定継続世帯 3,750円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,600円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,200円

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 一人について 360円

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 一人について 20円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に

額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,200円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,000円

(イ) 特定世帯 2,500円

(ウ) 特定継続世帯 3,750円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,400円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,000円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に

定める額を減額して得た額とする。

(1) 省略

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,950円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 3,250円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 5,200円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,500円

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号オに規定する金額を減額した世帯 270円

イ 前項第2号オに規定する金額を減額した世帯 450円

ウ 前項第3号オに規定する金額を減額した世帯 720円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 900円

3 当該年度において、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(6) 省略

定める額を減額して得た額とする。

(1) 省略

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,800円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 3,000円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,800円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,000円

3 当該年度において、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び 被保険者均等割額 _____（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び 被保険者均等割額 _____ から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(6) 省略

(7) 出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第10条の2の規定により算定した当該年度の所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の3の規定により算定した当該年度の被保険者均等割額（第1項第1号オ、同項第2号オ又は同項第3号オに規定する金額を減額する場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の4の規定により算定した当該年度の18歳以上被保険者均等割額（第1項第1号カ、同項第2号カ又は同項第3号カに規定する金額を減額する場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

4 当該年度において、国民健康保険の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額。以下この項において同じ。）は、当該被保険者均等割額から、当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

子ども・子育て支援金制度について

1 子ども・子育て支援金制度とは

国は、令和10年度までに3.6兆円の予算を充てる「こども・子育て支援加速化プラン」をとりまとめ、その後、当該プランを賄う安定財源の一つとして「子ども・子育て支援金制度」の創設を含む子ども・子育て支援法などの改正法が、令和6年6月12日に成立しました。令和8年度以降、保険者が医療保険の保険料等と合わせて被保険者から徴収し、支援納付金として国に納付します。

なお、納付金は段階的に増額となり、令和10年度に1兆円規模となる予定です。

こども・子育て支援加速化プラン

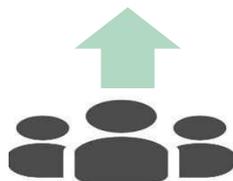
- ・児童手当の抜本的拡充
- ・妊婦のための支援給付
- ・こども誰でも通園制度の創設

こども家庭庁

- ・出生後休業支援給付
- ・育児時短就業給付
- ・国年1号被保険者の育児期間保険料免除

納付

子ども・子育て支援金

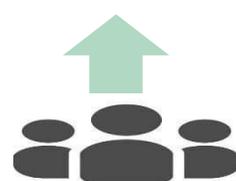


市町村国保

徴収



被用者保険



後期高齢者医療

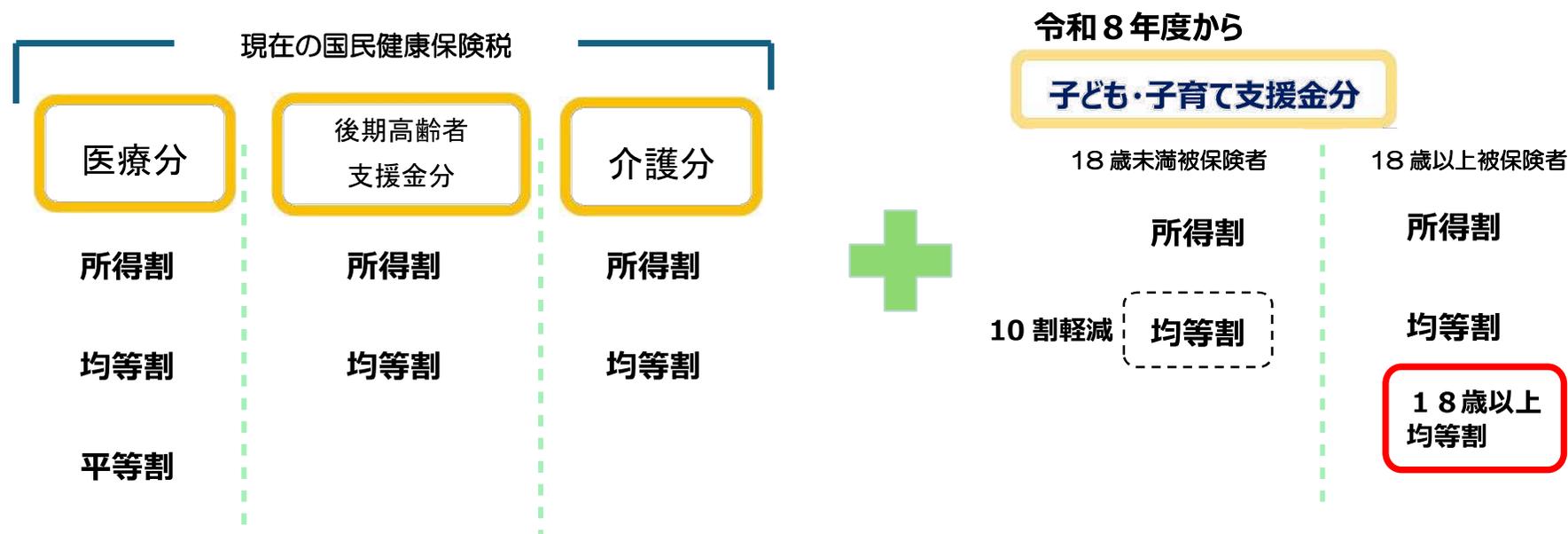
2 令和8年度からの国民健康保険税

国民健康保険税は、医療費の財源となる「医療分」、後期高齢者医療制度を支えるための財源となる「後期高齢者支援金分」、40歳から65歳未満までの介護保険第2号被保険者の方が納める「介護分」の3区分から構成されています。

これらに加え、令和8年度からは新たに「子ども・子育て支援金の賦課・徴収」が必要となります。

当該支援金は低所得世帯への軽減及び課税限度額が設けられる他、「18歳未満被保険者」は均等割が10割軽減となります。一方、「18歳以上被保険者」は均等割の他、18歳以上均等割が賦課されます。

※「18歳未満被保険者」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子ども（高校生年代までの子ども）



3 被保険者への影響について（国の試算）

子ども・子育て支援金は段階的に増額となり、国全体で令和8年度6,000億円、令和9年度8,000億円、令和10年度1兆円規模となる予定で、国の試算によると各医療保険の「加入者1人当たり支援金額（平均月額）」は、下記の表の通りとなっています。

制度別1人あたり支援金額（平均月額見込）

	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額
全制度平均	250円	350円	450円
被用者保険	300円	400円	500円
協会けんぽ	250円	350円	450円
健保組合	300円	400円	500円
共済組合	350円	450円	600円
国民健康保険	250円 （参考）1世帯あたり 350円	300円 （参考）1世帯あたり 450円	400円 （参考）1世帯あたり 600円
後期高齢者医療	200円	250円	350円

※「制度別1人あたりの支援金額」について、被用者保険の見込み額は、事業主負担を除いた本人拠出分。

また、後期高齢者医療の見込み額は国全体の加入者平均。

4 被保険者への影響について（君津市の試算）

君津市の国民健康保険税率

（R8は税率案）

区分		年度		R8税率
		R7税率	R8標準税率	
医療分	所得割（％）	7.43	7.59	7.47
	均等割（円）	21,000	23,110	21,000
	平等割（円）	25,000	25,944	25,000
支援金分	所得割（％）	1.98	2.55	2.12
	均等割（円）	12,000	16,689	13,000
介護分	所得割（％）	1.94	2.83	2.17
	均等割（円）	10,000	14,243	11,000
子ども・子育て分	所得割（％）		0.26	0.26
	均等割（円）		1,825	1,800
	18歳以上均等割（円）		129	100

モデルケースによる国保税の試算

○モデルケース1

夫70歳（年金収入250万円） 妻68歳（年金収入80万）		
	税額（円）	7年度との差額（円）
・令和7年度国保税	164,000	
・(A)改定案税率による令和8年度試算（医療・後期・介護）	167,300	3,300
・(B)子ども・子育て支援納付金課税額	5,500	5,500
・令和8年度国保税(A)+(B)	172,800	8,800

○モデルケース2

夫40歳（給与収入420万円）・妻40歳（収入0）・子2人（小学生）		
	税額（円）	7年度との差額（円）
・令和7年度国保税	459,600	
・(A)改定案税率による令和8年度試算（医療・後期・介護）	475,700	16,100
・(B)子ども・子育て支援納付金課税額	10,200	10,200
・令和8年度国保税(A)+(B)	485,900	26,300

○モデルケース3

単身世帯 63歳（年金収入0円）※7割軽減世帯		
	税額（円）	7年度との差額（円）
・令和7年度国保税	20,400	
・(A)改定案税率による令和8年度試算（医療・後期・介護）	21,000	600
・(B)子ども・子育て支援納付金課税額	500	500
・令和8年度国保税(A)+(B)	21,500	1,100

課税限度額・軽減基準額の改正による影響について

①課税限度額引き上げによる影響額

※令和8年度のデータによる令和7年1月13日時点の試算

医 療			影響額等					
			世帯数			影響額（千円）		
現 行	改正後	増 減	現 行	改正後	増 減	現 行 (限度額を超過し切り捨てられる額)	改正後 (限度額を超過し切り捨てられる額)	保険税増加額
66万円	67万円	1万円	118	113	-5	102,300	101,154	1,146

限度額が引き上げられることにより、限度額を超過する世帯が医療分で5世帯減り、これまで超過していたことにより切り捨てられていた額、約1,146千円が保険税収入として増加することになります。

②限度額に達する世帯の収入額・所得額

【給与収入の場合】

(単位：円 表中の収入額・所得額（千円未満切捨）以上で限度超となる)

医 療	1人世帯			2人世帯			3人世帯			4人世帯		
	現 行	改正後	差 額	現 行	改正後	差 額	現 行	改正後	差 額	現 行	改正後	差 額
収入額	10,600,000	10,734,000	134,000	10,319,000	10,453,000	134,000	10,038,000	10,172,000	134,000	9,757,000	9,891,000	134,000
所得額	8,650,000	8,784,000	134,000	8,369,000	8,503,000	134,000	8,088,000	8,222,000	134,000	7,807,000	7,941,000	134,000

※2人以上の世帯は、世帯の中で1人にもみ収入があったとした場合。

③軽減拡充による影響額

※令和7年度のデータによる令和8年1月13日時点の試算

	軽減判定所得基準		軽減額等								
			世帯数			被保険者数			軽減額（千円）		
	現 行	改正後	現 行	改正後	増 減	現 行	改正後	増 減	現 行	改正後	増 減
7割軽減	43万円以下の世帯	変更なし	3,012	3,012	0	3,745	3,745	0	150,738	150,738	0
5割軽減	43万円+（給与所得者等の数-1）×10万円+30.5万円×被保険者数以下の世帯	43万円+（給与所得者等の数-1）×10万円+31万円×被保険者数以下の世帯	1,447	1,471	24	2,300	2,337	37	58,496	59,418	922
2割軽減	43万円+（給与所得者等の数-1）×10万円+56万円×被保険者数以下の世帯	43万円+（給与所得者等の数-1）×10万円+57万円×被保険者数以下の世帯	1,354	1,362	8	2,234	2,250	16	22,281	22,443	162
合 計			5,813	5,845	32	8,279	8,332	53	231,515	232,599	1,084

軽減の拡充により、対象が32世帯、53人増加し、約1,084千円保険税収入が減少することになります。この減収分は、全額公費（国民健康保険保険基盤安定負担金）により補填することとされており、県が3/4、市が1/4に相当する額をそれぞれ負担し、一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れています。

④軽減対象となる世帯の収入額

(単位：円 表中の収入額以下(千円未満切捨)で軽減対象となる。)

【給与収入の場合】

	1人世帯			2人世帯			3人世帯			4人世帯		
	現 行	改正後	拡充額	現 行	改正後	拡充額	現 行	改正後	拡充額	現 行	改正後	拡充額
7割軽減	1,080,000円以下											
5割軽減	1,385,000	1,390,000	5,000	1,690,000	1,700,000	10,000	2,035,000	2,059,000	24,000	2,471,000	2,500,000	29,000
2割軽減	1,640,000	1,650,000	10,000	2,331,000	2,359,000	28,000	3,131,000	3,171,000	40,000	3,887,000	3,939,000	52,000

※2人以上の世帯は、世帯の中で1人へのみ収入があるとした場合。

【年金収入の場合】

	1人世帯			2人世帯		
	現 行	改正後	拡充額	現 行	改正後	拡充額
7割軽減	1,680,000(変更なし)			3,030,000(変更なし)		
5割軽減	1,985,000	1,990,000	5,000	3,640,000	3,650,000	10,000
2割軽減	2,240,000	2,250,000	10,000	4,150,000	4,170,000	20,000

※2人世帯は、夫婦それぞれに同額程度の年金収入があるとした場合。

※65歳以上の方の公的年金に係る所得については、その所得額から15万円を控除した額で軽減判定を行う。

報 告

(1) 令和8年度君津市国民健康保険特別会計予算（案）について

令和8年度 君津市国民健康保険特別会計予算（案）【事業勘定】

1 予算規模

令和8年度の事業勘定予算の総額は、被保険者数の減少により、歳入においては県支出金、歳出においては保険給付費の減額が見込まれ、令和7年度当初の予算と比較すると1億7,300万円減となる82億700万円を計上した。

予算規模は縮小傾向となっているが、被保険者の高齢化に伴い1人当たりの保険給付費は増加傾向となっている。また、物価上昇や度重なる制度改正により事務費も増加していることから補助金等の財源の確保や医療費の適正化に努めた事業運営を実施していく。

2 歳入の主な増減理由

- ① 1款 国民健康保険税は税率改定及び子ども・子育て支援納付金の課税により増額を見込んでいる。
- ② 3款 県支出金は、被保険者数の減による保険給付費の減額に伴い交付金も減額を見込んだ。
- ③ 6款 繰入金は、国民健康保険基金取崩額の減によるもの。

【歳入】

(単位：千円)

款	令和8年度当初	令和7年度当初	増 減	内 容
1 国民健康保険税	1,551,228	1,533,481	17,747	現年分 調定見込額 1,571,202千円 予算額 1,481,635千円 滞納繰越分 調定見込額 266,244千円 予算額 69,593千円
2 国庫支出金	1	1	0	
3 県支出金	5,717,283	5,834,150	△ 116,867	医療機関に受診した際の療養給付費や補装具を作った際に支給される療養費、医療費が限度額を超えた際に支給される高額療養費などの保険給付に要した費用の全額が交付される普通交付金、災害等の特別な事情があった場合や市町村の予防・健康づくり、医療費適正化等の取組状況などに応じて交付される特別交付金など
4 財産収入	661	659	2	国民健康保険基金利子
5 寄附金	1	1	0	
6 繰入金	784,202	806,285	△ 22,083	一般会計及び国民健康保険基金からの繰入金で、国民健康保険事業に係る職員の人件費や委託料、消耗品費などの事務に要する費用、直営診療所に要する費用、低所得者や未就学児、出産被保険者に係る税軽減分の費用など
7 繰越金	100,000	150,000	△ 50,000	前年度からの繰越金
8 諸収入	53,623	55,422	△ 1,799	国民健康保険税の延滞金、交通事故など第三者の不法行為が原因で保険証を使用した際の療養給付費の損害賠償金、国保資格を喪失後に国保の資格確認書を使用した際の療養給付費の返還金など
9 市債	1	1	0	
計	8,207,000	8,380,000	△ 173,000	

繰入金の内訳		
	R8年度	R7年度
基準内繰入	653,143千円	625,235千円
基準外繰入	41,059千円	41,050千円
基金繰入	90,000千円	140,000千円

令和8年度 君津市国民健康保険特別会計予算（案）【事業勘定】

3 歳出の主な増減理由

- ① 1 款 総務費は、国保システムの子ども・子育て支援納付金改正対応及び基幹業務システム標準化対応に伴う一般管理事務費の増額によるもの。
- ② 2 款 保険給付費は、被保険者数の減少に伴う一般被保険者療養給付費の減額を見込んだ。
- ③ 3 款 国民健康保険事業費納付金は、県の算定により減額となっている。
- ④ 5 款 保健事業費は、特定健診受診見込者数の減による事業費の減額を見込んだ。
- ⑤ 8 款 諸支出金は、保険税還付金について、直近の決算の状況から減額を見込んだ。
- ⑥ 9 款 予備費は、国保広域化により執行の機会が減少したことから金額の見直しを行った。

【歳出】

(単位：千円)

款	令和8年度当初	令和7年度当初	増 減	内 容
1 総務費	281,402	231,242	50,160	人件費、一般管理事務費、国保連合会負担金など国保事業運営のための事務的費用
2 保険給付費	5,595,737	5,736,523	△ 140,786	医療機関に受診した際の療養給付費や補装具を作った際に支給される療養費、医療費が限度額を超えた際に支給される高額療養費、出産育児一時金、葬祭費など
3 国民健康保険事業費納付金	2,152,689	2,204,953	△ 52,264	保険給付費の財源として、県に納付する納付金
4 財政安定化基金拠出金	1	1	0	災害等の特別な事情により県から交付を受けた場合に後年度拠出する費用
5 保健事業費	114,158	121,417	△ 7,259	特定健診、若年健診、人間ドック、医療費通知に要する費用
6 積立金	661	659	2	急激な収入減などの財源不足に備えるための国民健康保険基金への積立金
7 公債費	2	2	0	県から貸付を受けた場合に後年度償還する費用など
8 諸支出金	52,350	55,203	△ 2,853	直営診療施設勘定への繰出金、被保険者が納め過ぎた国民健康保険税の還付金など
9 予備費	10,000	30,000	△ 20,000	
計	8,207,000	8,380,000	△ 173,000	

参 考

① 被保険者数・世帯数の推移（年度平均、R7、R8は見込数値）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
被保険者数	17,975	17,414	16,516	15,730	15,017	14,356
前年度比	△ 299	△ 561	△ 898	△ 786	△ 713	△ 661
世帯数	11,794	11,593	11,125	10,765	10,460	10,160
前年度比	△ 70	△ 201	△ 468	△ 360	△ 305	△ 300

② 保険給付費の推移（R3～R6は決算額、R7は決算見込額、R8は予算額）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
療養給付費	5,295,298,582	5,245,985,064	5,077,906,752	4,919,701,618	4,792,408,105	4,770,332,000
療養費等	29,101,551	25,101,908	23,589,939	21,871,421	25,105,398	22,671,000
高額療養費等	802,768,192	785,405,975	797,030,365	768,981,737	750,947,074	763,777,000
出産育児一時金	12,590,300	16,326,686	18,023,888	16,138,008	16,006,031	16,507,000
葬祭費	6,300,000	6,450,000	6,550,000	5,950,000	6,350,000	5,950,000
傷病手当金	205,424	2,276,043	80,132	0	0	0
計	6,146,058,625	6,081,545,676	5,923,181,076	5,732,642,784	5,590,816,608	5,579,237,000
1人当たり	341,923	349,233	358,633	364,440	372,299	388,635

（単位：円）

※合計額は、診療報酬審査支払手数料（16,500,000円）を除くため、2款の合計額と一致しない。

③ 国民健康保険基金の状況（R7、R8は見込額）

	R4	R5	R6	R7	R8
基金積立額	190,065,579	170,287,309	89,607,082	774,358	661,000
基金取崩額	0	50,000,000	170,000,000	140,000,000	90,000,000
年度末基金残高	411,230,305	531,517,614	451,124,696	311,899,054	222,560,054

（単位：円）

④ 一般会計からの繰入金の推移（R4～R6は決算額、R7は当初予算額、R8は当初予算額（案））

	R4	R5	R6	R7	R8
ルール分（職員給与費、基盤安定等）	616,239,662	649,292,382	602,442,000	625,235,000	653,143,000
ルール外分（直診繰出分）	52,774,000	40,774,000	48,349,000	41,050,000	41,059,000
合計	669,013,662	690,066,382	650,791,000	666,285,000	694,202,000

（単位：円）

※「ルール分」とは、総務省からの通知により、市の一般会計から国民健康保険特別会計に繰り出すことが認められている経費

⑤ 国民健康保険税調定額・収納率の推移（R4～R6は決算数値、R7、R8は予算数値）

	R4	R5	R6	R7	R8
調定額（現年分）	1,764,348,900円	1,575,294,700円	1,528,415,500円	1,559,161,000円	1,571,202,000円
1人当たり	106,827円	100,146円	97,166円	103,826円	109,446円
収納率（現年分）	94.37%	95.15%	95.31%		
滞納繰越額	450,990,614円	376,129,332円	308,093,516円		
前年比	△ 112,520,691	△ 74,861,282	△ 68,035,816		

⑥ 国民健康保険税 税率推移（R8は税率（案））

		R5	R6	R7	R8
医療分	所得割	7.3%	7.3%	7.43%	7.47%
	均等割	20,000円	20,000円	21,000円	21,000円
	平等割	24,000円	24,000円	25,000円	25,000円
	限度額	650,000円	650,000円	660,000円	670,000円
支援分	所得割	1.8%	1.8%	1.98%	2.12%
	均等割	10,000円	10,000円	12,000円	13,000円
	限度額	220,000円	240,000円	260,000円	260,000円
介護分	所得割	1.8%	1.8%	1.94%	2.17%
	均等割	9,900円	9,900円	10,000円	11,000円
	限度額	170,000円	170,000円	170,000円	170,000円
子ども・子育て分	所得割				0.26%
	均等割				1,800円
	18歳以上均等割				100円
	限度額				30,000円
限度額計		1,020,000円	1,040,000円	1,090,000円	1,130,000円

令和8年度 君津市国民健康保険特別会計予算（案）【直営診療施設勘定】

1 予算規模

令和8年度の直営診療施設勘定予算の総額は、国保診療所における電子カルテシステムの新規導入及び更新完了に伴う総務費の減少から、令和7年度当初の予算と比較すると1,000万円減の見込みとなる4,600万円を計上した。

令和8年度当初予算では更なる地域医療の充実、利便性の向上に努めていく。

2 主な増減理由

【歳入の主な増減理由】

- ① 2款 国保小櫃診療所及び国保松丘診療所における補助対象となる医療機器購入の減に伴う減額を見込んだ。

【歳出の主な増減理由】

- ① 1款 総務費は、国保松丘診療所への電子カルテシステムの新規導入及び国保小櫃診療所へのシステム更新完了に伴う備品購入費の減少を見込んだ。
引き続き質の高い医療サービスの安定的な提供をすべく、医療機器の更新及び施設の修繕を行っていく。
- ② 公債費は、平成12年度に借入れた旧国保清和診療所建設事業借入金の償還が完了したことに伴い廃止とした。

【歳入】

(単位：千円)

款	令和8年度当初	令和7年度当初	増減	内容
1 使用料及び手数料	2	2	0	行政財産使用料(電柱)
2 県支出金	120	10,232	△ 10,112	特別調整交付金(直営診療施設の利用者のための施設修繕)
3 財産収入	271	271	0	おびつ歯科に係る土地建物貸付料
4 繰入金	41,059	41,050	9	地域医療維持のため、国保診療所の運営費補填のため繰り入れるもの
5 繰越金	4,547	4,444	103	前年度繰越金
6 諸収入	1	1	0	預金利子
計	46,000	56,000	△ 10,000	

【歳出】

(単位：千円)

款	令和8年度当初	令和7年度当初	増減	内容
1 総務費	42,000	51,319	△ 9,319	国保小櫃診療所、国保松丘診療所及び国保笹診療所の指定管理料、診療所における医療機器更新費など(AED、ストレッチャー、高圧蒸気滅菌器、遠心分離機)診療所施設修繕費(職員トイレ修繕、入口スロープ設置)
2 予備費	4,000	4,000	0	
廃 公債費	0	681	△ 681	清和診療所建設事業借入金の元利償還金
計	46,000	56,000	△ 10,000	

参 考

君津市国保診療所の利用状況の推移

1 国保小櫃診療所

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (11月末時点)
患者数 (延べ) ①	4,429	2,637	3,618	4,174	4,371	3,886	3,825	3,088
開院日数 ②	184	119	240	241	237	231	241	155
一日あたり 患者数 ①/②	24.1	22.2	15.1	17.3	18.4	16.8	15.9	19.9

※ 国保小櫃診療所は平成29年度に常勤医師が退職し、平成30年度、令和元年度は民間医療機関に医師等の派遣について業務委託しており、開院日数を縮小していた。
指定管理者制度を更新し、令和7年度からも引き続き「公益社団法人地域医療振興協会」が運営している。

※ 患者数は保険診療分のみ

2 国保松丘診療所

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (11月末時点)
患者数 (延べ) ①	4,726	4,478	4,187	4,045	3,992	3,934	3,950	2,533
開院日数 ②	255	243	253	248	251	235	208	152
一日あたり 患者数 ①/②	18.5	18.4	16.5	16.3	15.9	16.7	19.0	16.7

令和7年度より指定管理者制度を導入し、公益社団法人地域医療振興協会が運営している。

※ 患者数は保険診療分のみ

報 告

- (2) 第3期君津市国民健康保険データヘルス計画及び第4期
君津市特定健康診査等実施計画の年次評価について

報告2 第3期君津市国民健康保険データヘルス計画及び第4期君津市特定健康診査等実施計画の年次評価について

資料1 第3期 データヘルス計画評価表【個別保健事業別目標値の推移】

第5章 保健事業の内容

区分	個別事業名	実施計画				評価指標・目標値										年度目標未達成の変化							
		事業概要		対象者	ストラクチャー	プロセス	評価項目	評価担当課	評価に用いるデータ	目標実績	策定時実績(参考)		第3期計画期間							R6年度 年度目標に対する 達成状況	R6年度 策定時(R4年度) からの改善状況	R6年度 昨年度からの 改善状況	
		<目的>	<事業内容>								令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (12月末)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度					
区分 : 共通	全ての個別事業の共通評価					ストラクチャー	事業運営のための担当職員の配置:100%	国保年金課・健康スポーツ課 事業実施年度11月	各課の配置職員数 特定健診・特定保健指導実施状況調査	目標	-	-	100%	100%	100%	100%	100%	100%	未達成	悪化	悪化		
	ストラクチャー	関係機関への事前周知・説明の実施:100%	国保年金課・健康スポーツ課 事業実施年度3月	医療機関・健診機関への説明会等	目標	-	-	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	達成	維持・改善	維持・改善			
(1) 重症化予防	① (重症化予防を除く)	虚血性心疾患、脳血管疾患の共通の危険因子となる糖代謝・血圧の健診結果における有所見割合の減少を目指す。 <事業内容> 重症化予防対象者に対し、面接、訪問、電話による保健指導及び受診勧奨の実施。	市の定めた対象基準に該当する人	実施体制 :健康づくり課における担当職員の適切な人員確保	実施方法 :受診勧奨通知、面接・電話・訪問による保健指導	プロセス	業務内容や実施方法の検討会の開催:年2回以上実施	健康スポーツ課 事業実施年度3月	連絡調整会議録ほか	目標	-	-	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回	達成				
						プロセス	対象者への通知率:100%	健康スポーツ課 事業実施年度3月	重症化予防管理台帳	目標	-	-	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	達成		
						事業アウトプット	特定健診における重症化予防対象者に対する保健指導実施率	健康スポーツ課 事業実施次年度4月	重症化予防管理台帳	目標	-	-	37.4%	37.5%	37.6%	37.7%	37.8%	37.9%	達成				
						事業アウトカム	特定健診受診者の内、HbA1cが7.0%以上で服薬なしの人の割合	健康スポーツ課 事業実施次年度8月	特定健診データ管理システム帳票FKAC167 (全受診者):参照短期指標③	目標	-	-	1.05%	1.00%	0.95%	0.90%	0.85%	0.80%	未達成	悪化	維持・改善		
						事業アウトカム	特定健診受診者の内、血圧がⅢ度高血圧以上で服薬なしの人の割合	健康スポーツ課 事業実施次年度8月	特定健診データ管理システム帳票FKAC167 (全受診者):参照短期指標④	目標	-	-	1.06%	1.01%	0.96%	0.91%	0.86%	0.81%	未達成	悪化	維持・改善		
	② 糖尿病性腎症重症化予防事業	人工透析につながる糖尿病性腎症を予防するため、健診結果における糖代謝・腎機能の有所見割合の減少を目指す。 ・早期介入保健指導事業での健診及び特定健診において血清クレアチニンの測定による腎機能評価(eGFR)及び保健指導及び情報提供の実施。 ・腎臓病地域連携バスの発行 ・市医師会および医療機関との連携をすすめる。	市の定めた対象基準に該当する人	実施体制 :国保年金課、健康づくり課における担当職員の適切な人員確保	実施方法 :受診勧奨通知、面接・電話・訪問による保健指導	プロセス	業務内容や実施方法の検討会の開催:年2回以上実施	健康スポーツ課 事業実施年度3月	連絡調整会議録ほか	目標	-	-	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回	達成			
						プロセス	対象者への通知率:100%	健康スポーツ課 事業実施年度3月	特定健診受診者管理台帳	目標	-	-	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	達成		
						事業アウトプット	糖尿病性腎症重症化予防対象者への保健指導実施率	健康スポーツ課 事業実施次年度4月	重症化予防管理台帳	目標	-	-	69.5%	69.6%	69.7%	69.8%	69.9%	70.0%	達成				
						事業アウトプット	腎バスかかりつけ医からの報告割合	国保年金課 事業実施次年度10月	腎臓病地域連携バス発行台帳	目標	-	-	57.5%	58.0%	58.5%	59.0%	59.5%	60.0%	未達成 ★①	悪化	維持・改善		
						事業アウトカム	特定健診受診者の内、HbA1cが7.0%以上で服薬なしの人の割合	健康スポーツ課 事業実施次年度8月	特定健診データ管理システム帳票FKAC167 (全受診者):参照短期指標③	目標	-	-	1.05%	1.00%	0.95%	0.90%	0.85%	0.80%	未達成	悪化	維持・改善		
事業アウトカム	特定健診受診者の内、尿蛋白(1+)以上またはeGFR60ml/分/1.73㎡未満の人の割合	健康スポーツ課 事業実施次年度8月	特定健診データ管理システム帳票FKAC167 (全受診者):参照短期指標⑤	目標	-	-	24.5%	24.3%	24.1%	23.9%	23.7%	23.5%	未達成	悪化	悪化								
事業アウトカム	人工透析の新規導入者数	国保年金課 事業実施次年度7月	国保特定疾病療養受療証(慢性腎不全)交付台帳	目標	-	-	6人	6人	6人	6人	6人	6人	6人	達成									

(2)	生活習慣病発症予防・保健指導	① 特定保健指導事業 より効果的な特定保健指導によって、内臓脂肪蓄積の要因となっている生活習慣を改善し、生活習慣病を予防する。	・対象者に個別に案内通知を行い、電話等により利用勧奨を実施。 ・面談、電話、手紙等による継続的な保健指導の実施及び評価。 ・利便性の確保、人的資源の確保等体制整備により、質の向上、内容の充実を図り、保健指導利用向上を図る。 (アウトソーシングを含む)	【年齢】40～74歳 動機づけ支援および積極的支援の該当者	実施体制 ：健康づくり課における担当職員の適切な人員確保 関係機関 ：保健指導委託機関	実施方法 ：受診勧奨通知、面接・電話・訪問による保健指導	プロセス 業務内容や実施方法の検討会の開催：年2回以上実施	健康スポーツ課 事業実施年度3月	連絡調整会議録ほか	目標	-	-	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回	達成						
										実績	3回	2回	2回	1回											
										目標	-	-	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回	達成						
										実績	3回	3回	2回	2回											
										事業アウトプット	特定保健指導実施率	健康スポーツ課 事業実施次年度11月	特定健診データ管理システム帳票TKCA011(法定報告データ)	目標	-	-	54.0%	55.0%	56.0%	57.0%	58.0%	60.0%	未達成 ★②	維持・改善	悪化
											実績	52.7%	54.3%	53.3%	法定報告未確定										
事業アウトカム	特定保健指導対象者割合	健康スポーツ課 事業実施次年度11月	特定健診データ管理システム帳票TKCA011(法定報告データ)	目標	-	-	10.7%	10.6%	10.5%	10.4%	10.3%	10.2%	達成												
	実績	10.8%	10.3%	10.0%	法定報告未確定																				
事業アウトカム	特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	健康スポーツ課 事業実施次年度11月	特定健診データ管理システム帳票TKCA011(法定報告データ)	目標	-	-	20.9%	21.0%	21.1%	21.2%	21.3%	21.4%	未達成	悪化	悪化										
	実績	20.8%	26.6%	18.0%	法定報告未確定																				
(3)	早期発見・特定健診	① 早期介入保健指導事業 若い年代から健診受診を習慣化させることにより、40・50歳代の特定健診受診につなげるとともに、生活習慣病のリスクを早期に発見し、重症化予防を図る。	・職場等で健診を受診する機会がない市民を対象に健診を実施し、保健指導等を行う。 ・受診率向上のため広報等による周知及び受診勧奨対象者に勧奨通知を送付。	【年齢】18～39歳 健康づくり課が実施する生活習慣病予防健診対象者	実施体制 ：健康づくり課、国保年金課における担当職員の適切な人員確保 関係機関 ：健診実施機関	実施方法 ：受診勧奨通知、面接・電話・訪問による保健指導	プロセス 業務内容や実施方法の検討会の開催：年2回以上実施	健康スポーツ課 事業実施年度3月	連絡調整会議録ほか	目標	-	-	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回	達成						
										実績	3回	2回	2回	1回											
										事業アウトプット	生活習慣病予防健診における保健指導対象者の保健指導実施率	健康スポーツ課 事業実施年度3月	生活習慣病予防健診管理台帳	目標	-	-	100%	100%	100%	100%	100%	100%	未達成 ★③	悪化	維持・改善
											実績	100%	97.0%	98.8%	100%										
										事業アウトカム	生活習慣病予防健診受診勧奨対象者の健診受診率	健康スポーツ課 事業実施次年度3月	生活習慣病予防健診勧奨者台帳 生活習慣病予防健診管理台帳	目標	(基準:R5)	-	13.6%	13.8%	14.0%	14.2%	14.4%	14.5%	達成		
											実績	13.4%	13.4%	15.5%	12.8%										
事業アウトカム	40～50歳代の特定健診受診率	国保年金課 事業実施次年度11月	特定健診データ管理システム帳票TKCA011(法定報告データ)	目標	-	-	28.6%	28.8%	29.0%	29.2%	29.4%	29.6%	達成												
	実績	28.4%	30.6%	31.3%	29.4%																				
(4)	製薬推進環境・体	① レセプトデータから、後発医薬品に変換した場合の差額を被保険者へ通知し、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進につなげる。	後発(ジェネリック)医薬品差額通知を年度2回発送する。	疾病：循環器・呼吸器・消化器・糖尿病 差額1薬剤当たり100円以上、1人当たり200円以上	実施体制 ：国保年金課における担当職員の適切な人員確保 関係機関 ：千葉県国保連との連絡調整	実施方法 ：差額通知の発送、パンフレット配布	プロセス 対象抽出の適切さ、差額通知発送時期の適切さ	国保年金課 事業実施年度3月	後発医薬品利用差額通知書実施予定書	目標	-	-	100%	100%	100%	100%	100%	100%	達成						
										実績	100%	100%	100%	100%											
										事業アウトプット	差額通知率	国保年金課 事業実施年度3月	後発医薬品利用差額通知作成確認書	目標	-	-	100%	100%	100%	100%	100%	100%	達成		
											実績	100%	100%	100%	100%										
										事業アウトカム	後発(ジェネリック)医薬品普及率	国保年金課 事業実施次年度5月	保険者別の後発医薬品の使用割合9月診療分(厚生労働省公表)	目標	-	-	80%	80%	80%	80%	80%	80%	達成		
											実績	78.8%	79.4%	83.2%	88.2%										

資料2 令和7年度 データヘルス計画年次評価【実施状況と来年度改善策】

R7年12月末現在

事業名		令和7年度 実施状況	次年度の見直しと改善策
No	区分 個別事業名		
1	(1) 重症化予防	①重症化予防事業（糖尿病性腎症を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談会来所時、「体組成測定をしたかった」との声も聞かれたため、今後も体組成測定を含めた保健指導を実施していく。 ・ 健診の結果、重点の対象者であるが未予約の者への電話勧奨、訪問による保健指導を継続する。相談会対象者についても未予約の者の中で対象を決めて電話勧奨を行う。 ・ 保健指導カンファレンスによって、ケースの共有や問題解決の相談をできる機会を設けることが出来た。今後も効果的な保健指導を実施するために研鑽を積む機会とする。
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8	(2) 糖尿病性腎症重症化予防事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 案内通知に個別にHbA1c・eGFRの重症度を示し、「糖尿病からあなたの腎臓を守りましょう」と記載して、糖尿病性腎症の意識づけを図っている。しかしながら個別相談会への参加率は12.5%と低い状態である。（保健指導対象者8名中 説明会参加者1名、訪問1名、電話1名） ・ 糖尿病予防教室は、1クール2回の教室を2クール(午前コース・午後コース) 実施予定(R8.2/3、2/17)。事業者との委託契約により体組成測定以外にベジチェックで野菜摂取の充足度が測れるようにする。食事、運動、口腔と様々な観点から糖尿病のメカニズムについて知り、生活習慣や健診数値の改善を目指すきっかけづくりとする。 ・ 新規人工透析患者数については令和6年度で6名、令和7年度（12月末時点）では3名であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 糖尿病性腎症重症化予防対象者の健診個別相談会参加率が低いため、糖尿病性腎症重症化予防プログラム自体の周知を図りつつ、訪問による保健指導を実施し指導率向上を目指す。 ・ 教室内の測定数値の変化やアンケート結果から教室の実施内容を評価し、案内通知や内容を見直しながら、教室を継続していきたい。
9			
10			
11			
12			
13	(2) 生活習慣病発症予防・保健指導	①特定保健指導事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後に向けた腎バス該当者基準見直し等について慢性腎臓病予防連携委員会にて協議を行い、かかりつけ医、専門医、近隣市と連携を図りながら引き続き対策に努める。
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

21	(3) 早期発見・特定健診	早期介入保健指導事業	・今年度の勸奨対象者は国保加入の30歳～39歳に加え、20歳を加え勸奨対象者を拡大した。そのため、勸奨者に対する受診率は、昨年度よりも低下している。(令和6年度15.5%→令和7年度12.8%) 受診者数増加にはならなかった。(令和6年度164名→令和7年度135名)	・次年度は今年度と同様の対象に勸奨ハガキを郵送し、さらに健診についての周知を充実させることで受診率向上に努める。
22			・春のコラボ健診では4日程中1日を子宮頸がん検診と乳がん検診とコラボし、若年層の健診受診率の向上を目指した。	・受診率向上に向け、若年層向けの勸奨としてホームページ、SNS発信などを活用していく。
23			・令和7年度受診者 135名(令和6年度より29人減少) 春4日+秋1日 計5日間	
24			・春のコラボ健診では若年層の受診率向上のため、保育ボランティアを導入し24名の申込みがあり利用者は20名であった。利用者は増加傾向にある。アンケートでは保育ボランティアがいることが受診の決め手になった受診者もあり、受診率向上に寄与していると考えられた。	・若年層の受診率向上のために、健診実施日の全日程において保育ボランティアを継続し、事前の周知を行う。
25			・40歳未満の短期人間ドックの費用助成の利用者は3名。	
26		★③ 令和6年度は保健指導対象者82名中81名に保健指導を実施。保健指導割合は98.8%であり、目標値としていた100%に一步及ばなかった。令和7年度も引き続き、保健指導対象者に健診個別相談会を案内し、保健指導割合100%を達成した。→保健指導対象者58名中58名に保健指導実施。(12月末時点)	・健診個別相談会への来所が無かった場合は、訪問や電話等の実施により保健指導率向上を目指す。	
27		特定健診未受診者対策事業	・未受診者対策の人工知能(AI)を活用した受診勧奨として、令和3年度より、従来の個別・集団健診受診勧奨の他、39歳への受診勧奨を実施。	・次年度も同内容で継続する
28			・集団健診は、前年度と同様に、がん検診等とコラボで春4日間、秋5日間の計9日間で実施。申込方法はWEBまたは電話での事前予約とした。	・集団健診は、引き続き予約制にて実施(当日飛び込み受診者も資格確認を行い、受け入れる)
29			・令和6年度集団健診受診者(特定)827人(春159人+秋668人 計9日間)→令和7年度集団健診受診者(特定)816人(春170人+秋646人 計9日間)⇒11人減	・インターネットを活用したWEB上からの事前予約の他に、広報、ホームページ、SNS配信、ポスター掲示等を活用した周知を次年度も継続し、特定健診受診率の向上を目指す。
30			・特定健診の周知ポスターを個別健診用で作成。健診期間中、医療機関や市内スーパー等の協力機関へ掲示を依頼し、周知した。国保年金課窓口には、卓上の看板、チラシ、周知啓発用ポケットティッシュを設置し、健診のPRに努めた。令和7年度の新たな取り組みとして、個別健診のポスターの配布先を12か所増やした。きみつ健康と福祉のふれあい祭りで脳血管年齢測定と一緒に秋の集団健診のPRや申込みのサポートを実施した。その他に個別健診の受診券再発行について、LoGoフォームを作成し窓口業務の負担軽減や市民の利便性向上に寄与した。	
31			★④ 令和5年度の特定健診受診率は48.3%(県内6位)だったが、令和6年度の特定健診受診率は48.1%(県内7位)と0.2ポイント減少した。	・次年度については、提携事業者のキャンサースキャン及び国保連合会との結果報告会を踏まえ、引き続き受診率の向上対策について検討を進める。
32			・令和6年度は受診勧奨資材について通院中情報ありかつ特定健診未受診者への発送資材を新たに増やした結果、対象者のうち10.4%にあたる289名の新規受診者がいたが、受診率は0.2%低下した。令和7年度は課題である継続受診者を増やすことが必要ととらえ、前年度受診機関データを活用した資材を作成した結果、データ作成時点で対象者のうち90.5%にあたる1,132名の受診を確認。	主な受診率向上対策として、令和5年度から受診率が低かった上総地区を対象とした地区別特化資材を作成していたが、令和8年度からは小櫃地区も対象とした特化資材の作成を予定している。
33			・JA組合員健診における健診結果をデータで受領。	・次年度も同内容で継続する
34			・職場健診等を受診した者に対して、健診結果の提供依頼について市ホームページ、特定健診案内チラシ、国保ガイドブックに掲載し周知し、結果を受領した。	・次年度も同内容で継続する
35	(4) 社 会 環 境 ・ 体 ①後発(ジエネリック)医薬品推進事業	・対象者に差額通知書を年2回発送し、後発医薬品への切り替えによる使用促進を促した。	・次年度も同内容で継続する	
36		・差額通知のはがきにバイオ後続品(※1)についての案内をラベル印刷し貼付することでバイオ後続品の周知を図った。(※1 遺伝子組み換えや細胞培養技術(バイオテクノロジー)を用いて生物の力を活用し、タンパク質等を主成分として製造される医薬品。がんや関節リウマチなど難治性疾患に高い効果を発揮する。特許が切れた先行バイオ医薬品と同等の品質・安全性・有効性を持つ、安価な代替薬)	・次年度も同内容で継続する	
37		・リフィル処方箋(※2)についての啓発パンフレットを作成し、20歳のついででの配布や窓口を設置し周知を図った。(※2 症状が安定している患者さんが、医師の判断で1枚の処方箋を最大3回まで繰り返し使える制度で、通院負担(時間・費用)の軽減が目的)	・次年度については、内容を再度精査し、後発医薬品の推進にかかわる周知を検討する。	
38		・国保ガイドブックに後発医薬品やリフィル処方箋について記載し、周知を図った。	・次年度も同内容で継続する	
	全体評価		●令和7年度は、前年同時期と比較し特定健診受診率が若干減少しているが、課題である40-50代の受診は受診件数・受診率ともに増加している。引き続きAI資材等を活用した周知を行うことで若年層の受診率向上や継続受診率を上げることで特定健診受診率向上を目指していく。 ●健康寿命の延伸と医療費適正化に向け、情勢を踏まえた上で、目標値達成に向け努めていく。	

※第3期データヘルス計画をに基づく事業が令和6年度からスタートし、初めての評価となる。この資料2は令和7年12月末時点での評価であり、法定報告は実施翌年度の11月に確定するため、その結果を受けて必要に応じ事業の方向性について検討する。